

大和町マイクロバス貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地区町内会等が行う公益的活動を支援するため、公務に支障がない範囲において大和町が所有するマイクロバスの貸出しをすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 貸出しをすることができるマイクロバスの所管課は、財政課とする。

(貸出対象者)

第3条 マイクロバスの貸し出しは、公益上必要と認められる場合であって、町内の行政区等が、営利等の目的以外の団体用務のために使用するときに限るものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 乗車人員は、原則11人以上とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出用途)

第4条 貸出用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 生涯学習活動
- (2) 社会教育活動
- (3) 青少年健全育成活動
- (4) 文化スポーツ振興活動
- (5) 地区町内会活動
- (6) 公益的活動
- (7) その他町長が特に必要と認める活動

(貸出日時)

第5条 マイクロバスは、次に掲げる日を除く日に貸し出すものとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 町が公務で使用する日
- (3) マイクロバスの維持管理上必要な車検、点検整備、修理等を実施する日
- (4) 感染症流行等により、貸出しを停止する期間
- (5) その他町長がマイクロバスの貸出しを不適当と認める期間

2 前項第2号の公務とは、町、教育委員会、消防、議会などによる公務を指す。

(貸出申請)

第6条 マイクロバスを使用しようとする団体は、マイクロバスを使用する日（以下「使用日」という。）の2か月前の1日から使用日の14日前までの間に、マイクロバス貸出使用許可申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)その他必要な書類を添えて、町長に申請するものとする。ただし、使用日の2か月前の日又は14日前までの日が大和町

の休日を定める条例(平成3年大和町条例第16号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日以後最も近い休日以外の日とする。

- 2 前項の申請の受付は、休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、財政課窓口で行うものとする。この場合において、電話、メール、FAX及び郵送での申請は、受け付けない。
- 3 申請の受付は、先着順とする。ただし、申し込み初日に使用日が重複したときは、抽選とする。
- 6 マイクロバスは、宮城県内で運行するものとする。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(貸出使用の許可)

第7条 町長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、マイクロバス貸出使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

- 2 町長は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。
- 3 町長は、マイクロバスの使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。
 - (1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
 - (2) 営利、宣伝又はこれに類する目的に使用すると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が使用許可をすることが適当でないと認められるとき。

(貸出使用許可の取消し等)

第8条 町長は、前条の規定により許可を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。この場合において、町長は必要があると認めるときは、以後のマイクロバスの利用を制限することができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要綱又は利用の許可の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 全各号にかかげるもののほか、マイクロバスを使用することが適当でないと認める行為をしたとき。
- 2 町長は、使用の許可を行った後において、次の各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合は、その許可を取り消し、又はマイクロバスの返却を指示することができる。
 - (1) 災害又は公務等により、緊急でかつやむを得ない事由により、マイクロバスを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 運行上その他事情により、マイクロバスに支障が生じたとき。
- 3 前2項による使用許可の取消し等があった場合において、申請者に損害が生じても、町はその責務を負わないものとする。

(転貸等の禁止)

第9条 使用許可者は、貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

- 2 使用許可者は、申請時に示した目的地、行程以外を走行させてはならない。

(遵守事項)

第10条 使用責任者は、マイクロバスの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内の清潔の保持に努めること。
- (2) マイクロバス降車後、車内及び車外の清掃を行うこと。
- (3) 車内では、飲酒、喫煙並びに火器等を使用してはならない。
- (4) 車内の物品を壊してはならない。汚損、破損等をした場合は、大和町マイクロバスき損報告書（様式第3号）を町長に提出し、使用者の責任において修理、清掃等を行うこと。

（経費負担）

第11条 貸出料は、無料とする。ただし、燃料費その他の実費は、使用者の負担とする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、マイクロバスの貸出しについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。